

プレスリリース [2023年10月19日]

(計3枚)



下小山田・函師町エリアが「農の風景育成地区」に指定されました

「農の風景育成地区」とは、農地をオープンスペースとして保全し、農のある風景を将来に引き継ぐために、東京都が創設した制度で、区域を指定するものです。この度、下小山田町、函師町の一部が「農の風景育成地区」に指定されました。このエリアは、比較的まとまった農地が残り、公園や緑地に恵まれた豊かな環境が、生活の身近にあることが特徴です。

市街地の農地は、従事者の高齢化による農作業の負担過多や後継者不足などから宅地化が進む傾向にあり、保全活用に向けて持続可能な営農環境の整備が必要です。

市では、都市農地の保全や都市農業の活性化に向けて、市民と農をつなぐ「まちだベジハブ」の取り組みを市内全域で展開しています。指定後は、このエリアを取り組みのモデル地区として、市民・農業者・地域住民が農地の活用を通して連携・協力することで、農に親しみながら暮らせる住環境の実現を目指します。

■名 称：下小山田・函師町農の風景育成地区

■位 置：町田市下小山田町、函師町の一部

■指定地区の状況

- (1) 指定地区面積 約 81.5ha
- (2) 農地面積 10.1ha
(うち生産緑地地区の合計面積 9.3ha)
- (3) 農地面積割合 12.4%

■指定日：2023年10月19日



地区の概要は別紙チラシをご覧ください。また、指定地区の詳細は町田市ホームページ（下記URL）でもご覧いただけます。

<https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/sumai/toshikei/nou/nounohukei.html>

■本件に関するお問い合わせ先

都市づくり部土地利用調整課長 原田 TEL 042-724-4254

下小山田・図師町エリアが 「農の風景育成地区」に指定されました！

下小山田・図師町 農の風景育成地区

目標

都市農地の多面的な機能を発揮し、スポーツ・健康、文化、教育、福祉施設や公園などと連携した新たな地域拠点の形成を目指します。



※農の風景育成地区の指定により、開発・建築等の規制がかかることはありません。

下小山田・図師町エリア（約81.5ha）は、まとまった農地や公園、緑地に恵まれた豊かな環境と、住宅や施設等の生活環境が身近にあるエリアです。

こうした特性を活かしながら、地域のまちづくりと連携し、将来にわたり農地を保全・育成していくため、当エリアが「農の風景育成地区」に指定されました。

農の風景育成地区とは

都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を保全していくため、平成23年度に東京都が創設した制度です。

地域のまちづくりとの連携・協力による多様な取組みの具体例については、裏面をご覧ください。

下小山田・囃師町エリアでは、「まちだベジハブ」※の取組を先導するモデル地区として、地域の関係者が連携・協力し、市民と農をつなぐ多様な取組を行っています！

例えばこんな取組ができます！

市民ボランティアによる
農作業のお手伝い



親子で楽しめる農業体験



農を通じた交流の場づくり



地元野菜を使った
イベント等の企画・実施



身近な場所で
地元野菜が買える
機会の拡充



※「まちだベジハブ」について

町田市では、“まちだの市民と農をつなぐ取組”の総称を「まちだベジハブ」と名付けています。農とのふれあいをきっかけに「ヒト・コト・場所」がつながることで、都市農地・都市農業への理解や関心を高めるとともに、「農が身近にある暮らし」を楽しめる環境づくりを進めています。

まちだベジハブの取組の最新情報については、公式 SNS・ホームページをご覧ください！

まちだ
ベジハブ

まちだベジハブ
モデル地区公式 LINE



まちだベジハブ
公式ホームページ



お問合せ 町田市役所 都市づくり部 土地利用調整課 土地利用係（8階 805 窓口）

電話：042-724-4254（直通） FAX：050-3161-6271（都市農地保全活用担当）



町田市HP